

令和 8 年第 1 5 回住田町議会定例会会議録

議 事 日 程（第 4 号）

令和 8 年 3 月 1 3 日（金）午前 1 0 時開議

- 日程第 1 議案第 2 1 号
種山ヶ原体験交流センターの設置及び管理に関する条例
- 日程第 2 議案第 2 2 号
道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 2 3 号
住田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第 4 議案第 2 4 号
仕事と学び複合施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- 日程第 5 議案第 2 5 号
種山ヶ原体験交流センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- 日程第 6 議案第 2 6 号
住田町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 7 議案第 2 7 号
辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 8 議案第 2 8 号
教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第 3 0 号
住田町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第 1 0 議案第 1 号
令和 8 年度住田町一般会計予算（予算審査特別委員会）
- 日程第 1 1 議案第 2 号
令和 8 年度住田町国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員会）
- 日程第 1 2 議案第 3 号

令和 8 年度住田町介護保険特別会計予算（予算審査特別委員会）

日程第 1 3 議案第 4 号

令和 8 年度住田町後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員会）

日程第 1 4 議案第 5 号

令和 8 年度住田町簡易水道事業会計予算（予算審査特別委員会）

日程第 1 5 議案第 6 号

令和 8 年度住田町下水道事業会計予算（予算審査特別委員会）

日程第 1 6 発委第 1 号

住田町議会会議規則の一部を改正する議会規則

日程第 1 7 発委第 2 号

住田町議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第 1 8 発議第 1 号

食料品の消費税ゼロ税率措置の課題を踏まえ、一律的な消費減税を求める意見書

日程第 1 9 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1 番	金 野 千 津 君	2 番	荻 原 勝 君
3 番	佐々木 初 雄 君	4 番	佐々木 信 一 君
5 番	瀧 本 正 徳 君	6 番	村 上 薫 君
7 番	阿 部 祐 一 君	8 番	林 崎 幸 正 君
9 番	菊 池 孝 君	1 0 番	高 橋 靖 君
1 1 番	水 野 正 勝 君	1 2 番	佐々木 春 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 神 田 謙 一 君 教 育 長 松 高 正 俊 君

.....

副町長	小向正悟君	総務課長 兼選挙管理 委員会書記長	横澤広幸君
住民税務課長兼 会計管理者	鈴木絹子君	企画財政課長	高萩政之君
保健福祉課長 兼地域包括支 援センター長	千葉英彦君	建設課長	佐々木淳一君
農政商工課長兼 農業委員会 事務局長	菊田賢一君	林政課長	佐々木暁文君
教育次長	多田裕一君		

事務局職員出席者

議会事務局長	菅野享一	係長	萩野映理
--------	------	----	------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（佐々木春一君） おはようございます。ただいまの出席議員は 12 人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 議案第 21 号

○議長（佐々木春一君） 日程第 1、議案第 21 号 種山ケ原体験交流センターの設置及び管理に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

農政商工課長、菊田賢一君。

○農政商工課長（菊田賢一君） 議案第 21 号 種山ケ原体験交流センターの設置及び管理に関する条例について御説明いたします。

今般の条例改正は、施設活用方法の見直し及び所要の改正に伴い、第 1 条に定める趣旨を改正、第 8 条に利用料金の収受を追加及びその他の条の文言を整理するため、本条例の全部を改正しようとするものであります。

それでは、議案書により説明をいたします。

1 ページをお開きください。

第 1 条は、設置の趣旨であります。

第 2 条から第 7 条までは、改正前の第 2 条から第 7 条までについて文言を整理し、定め直すものであります。

次に、1 ページから 2 ページにかけての第 8 条は、利用料金の収受のため規定を定めるものであります。

第 9 条から第 12 条まで及び別表は、改正前の第 8 条から第 11 条まで及び別表について、文言を整理し、定め直すものであります。

次に、附則であります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから、議案第２１号　種山ヶ原体験交流センターの設置及び管理に関する条例を採決します。

議案第２１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第２１号　種山ヶ原体験交流センターの設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２　議案第２２号

○議長（佐々木春一君）　日程第２、議案第２２号　道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木淳一君。

○建設課長（佐々木淳一君）　議案第２２号　道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。道路法施行令の改正内容は、道路の附属物である自動車駐車場等に設ける自動車に燃料とし

ての水素を供給するための施設に係る占用料を徴収することです。岩手県では、政令の改正を受け、道路占用料徴収条例を改正したところであり、本町においては、従来から県に準拠していることから、整合性を図るため条例を改正しようとするものであります。

それでは、改正前後の対照表により御説明いたします。

1 ページの別表第 2 条関係を御覧ください。

占用物件の改正は、改正前の政令第 7 条第 1 4 号に掲げる施設に第 1 5 号を追加するものであります。

次に、附則であります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 2 号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第 2 2 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第 2 2 号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 議案第 2 3 号

○議長（佐々木春一君） 日程第3、議案第23号 住田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 議案第23号 住田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の提案理由を説明申し上げます。

今回の提案は、住田町特定乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を国の基準に準じて定めようとするものです。

それでは、議案書により説明いたします。

第1条は趣旨を、第2条は基準を、第3条は補則を定めようとするものです。

附則は、この条例は、令和8年4月1日から施行しようとするものです。

この乳児等通園支援事業とは、国のこども未来戦略を受け、まちが実施主体となり行う事業であります。孤立した育児の不安や悩みを解消するべく、全ての子育て世代に対して、保護者の就労要件を問わず、生後6か月から3歳未満の未就園児を対象として、上限月10時間の利用可能枠において時間単位で保育園が利用できる事業です。いわゆるこども誰でも通園制度のことです。令和6年度においては試行的に実施され、令和7年度には各自治体の判断で実施。令和8年度より全国全ての自治体で本格的に実施される予定の新しい保育制度であります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

1番、金野千津さん。

○1番（金野千津君） 特定乳児等通園支援事業について、もう少し分かりやすく説明をお願いします。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 説明を申し上げます。

住田町特定乳児等通園支援事業は、こども誰でも通園制度といいまして、従来の保育園の利用といいますのは、保護者の就労等で保育に欠ける場合に保育園を利用する制度でございました。今般のこども誰でも通園制度といいますのは、そのような保育に欠ける要件ではなく、具体的に申し上げれば、美容院に行くですとか、喫茶店に行くですとか、そのような理

由であっても保育園を利用できるという制度でございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） 一時預かりとの大きな違いというところはどの辺にあるんでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 一時保育制度との違いでございます。

一時保育制度は、先ほどの説明と重複いたしますけれども、保護者の就労等で一時的に保育が欠ける場合に保育園を利用する制度でございます。今般のこども誰でも通園制度は、一時的ではなく、別の要件がございます。参考までに申し上げますと、この利用時間は、午前9時から11時までの2時間、定員は2名となっております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 金野千津さん。

○1番（金野千津君） 私的には、町外の方たちもこちらにいらした際に利用できる制度だというふうに伺っておりまして、令和8年度からは全国的に開始されるということであれば、町内の方が町外に行くときも利用できる制度であるのかなというふうに思いまして、非常に、制限はありますが、小さなお子さんを抱える家族にとってはありがたい制度かなと思うんですが、広報等重要なんじゃないかなと。自由に使えるような形での広報が必要かなと思うんですが、その辺りどのように考えてますか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 町外ということでございますけれども、町外、全国的に広報するというのはちょっと難しいかなというふうに考えております。町内的には広報しなければならないと考えておりますけど、ちょっとこれも参考までに申し上げますと、現在この制度を利用可能な対象者は6名というふうに把握しております。したがって、具体的には、この6名に対して個別に説明したいと思ひますし、町外に対しましては、ちょっと今後考えさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 今までの既存の通園事業ということと変わる点は、就労要件は不要ということで、町内の対象者は6名ということですが、保育士の配置の点で、これは大丈夫なのかどうか、1点だけお伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 保育士の配置につきましては、十分配置しておりますけれども、要件の一つといたしまして、これは要綱で定めるんですけれども、保育士の配置が可能なきのみ対象児童を受け入れるというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） そのほかありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２３号 住田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。

議案第２３号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第２３号 住田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第２４号

○議長（佐々木春一君） 日程第４、議案第２４号 仕事と学び複合施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 議案第２４号 仕事と学び複合施設の指定管理者を指定する

ことに関し議決を求めることについて、提案理由を説明いたします。

仕事と学び複合施設は、東日本大震災の記憶と記録を後世に残していく場、また、多様な働き方による雇用の活性化と、人々の交流による定住促進につながるまちづくりを推進する場として、令和5年度から管理、運営してまいりました。開設から4年目を迎えるに当たり、民間事業者の知見やノウハウにより、これまでの成果を基盤としたさらなる事業展開を図り、より高い事業効果を期待し、指定管理者を指定し、管理運営させようとするものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の指定の申請は、公募により募集し、公募の結果、2者から申請があり、指定管理者候補者選定委員会において書類及び申請者からの申請内容の説明について審査、審議し、選定された指定管理者候補者を指定管理者として指定しようとするものであります。

施設の名称は、仕事と学び複合施設、指定管理者候補者は、岩手県宮古市西ヶ丘四丁目12番5号、一般社団法人浄土日和、指定の期間は、令和8年5月1日から令和11年3月31日までであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

5番、瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 確認も含めてお願いしたいと思います。いずれこの指定管理は、施設の目的達成のためということになりますし、当然住民サービスの向上や経費削減等々、セットでもってのものということですが、まずですね、今回の選定の基準、項目等について確認したいと思います。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 選定委員会におきましては、大きく7点の審査項目により数値化した審査を行っていただいております。施設目的に合致した管理運営、利用者の平等な使用、施設効用の最大化、サービス向上、経費の縮減、それから人的能力及び物的能力、個人情報管理、以上、大きく7点の大項目に基づきまして、採点をしていただき、評価しているところでございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） この5月からスタートということになりますし、いずれまちの将来の

形を求めた一つの、その求めた目的でもっての施設であるというふうに考えていますが、観点の中にね、地域というか、地元密着とか、地元貢献とかってというような観点はあったかどうか確認します。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例におきましては、その条例の第4条におきまして基準を定めてございます。町民の平等な利用が図られるもの、それから、施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるもの、それから、適正かつ確実に実施する能力を有していること、それから、その他町長等が別に定める基準ということになってございます。

今、御質問のございました地域密着、地元貢献、そういった観点は特段条例等で定めているものはございませんけれども、一般的な事項といたしまして、やはり地域の発展、活性化に寄与していただける方は、当然地元密着して事業を運営していただける方というところは、一般的な事項として認識をしているところでございます。そういった中で、今回は、先ほど申し上げました大きく7点の審査項目により審査、それから審議をいたしまして、総合的な観点から浄土日和さんが候補者として選定されたというところでございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 指定管理者ということで、一般社団法人浄土日和ということで提案でございしますが、浄土日和を選定した最大の理由というのは何なのか、お伺いします。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 選定委員会は7名の委員によって審査、審議をいたしましたが、先ほど申し上げました数値化した採点の中で見ますと、まず、選定された大きな要因としては、これまで指定管理によって施設を管理運営した実績があることですか、それから、町民との関与、協働、そういった辺りが主な要因として選定されたところかなというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 実績があるということで、調べてみますと、宮古市にある環境省が設置しました三陸復興国立公園の事務局をやっているというふうなことで、それから効果も期待をしたいと思いますが、事業計画書というのは、年間どのような形で出てきたのかお

伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 事業計画書における主な事業計画という点でお答えをさせていただきますが、新たなものといましては、キャッシュレス決済の導入ですとか、利用時間の延長、拡大、そういった辺りの利用者の利便性の向上の点での事業提案がございましたし、それから、この施設の一番の目的といましては、利用者の増加による関係人口の拡大ということが目的になろうかと思いますが、これまで利用者の方は施設を利用して、単独で来て、施設を利用してお帰りいただくという利用方法がほとんどだったんですが、この施設を利用する方の中でのつながりをつくるような取組、利用者紹介ボードの設置といったものですか、これまで行ってきたイベント等々についても継続して実施するといった辺りが、こちらの浄土日和さんの提案としては特徴的な部分かなというふうに捉えております。以上です。

○議長（佐々木春一君） 6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） イコウェルの中での主な大きな目的といいますか、中に交流人口の拡大とつながりといいますか、それが求められていると思うんですが、今回町のほうで住田つながり会議とかいうことも実施するそうですが、この中にもやはりイコウェルさんのそういう参加というものも見込んでいるのでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 現時点でつながり会議のほうにイコウェルすみたの関わりというのを想定したものは、現時点ではございませんが、ただ、これまでイコウェルすみたを通して、首都圏等の様々な企業さん等々のつながりもございますので、そういったつながりは当然生かしながら、参加者の拡大といいますか、そういう点で御協力をいただく部分は出てくるだろうなというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） この指定管理に住田町の業者っていうのは申し込まなかったのかな。それまず一つ。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 町内からは住田町観光協会さんが申請をしております。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 2者でそれなりの指定管理を申し込んで、宮古の業者に決まったと。

私思うんだけどね、少々の何なのに、なぜ住田町の業者を選定して、7項目に対して、それなりのある程度、少し劣っていても、それなりのことを協議しながら住田町の業者に、仕事がないのになぜそっちのさ、選定委員7人で決めれるのかなと。私には考えられないんだよな。何でもかんでも住田町の業者、よその業者なん。金取るには大変な時期で、なぜ、住田町でやればいい。よその業者に金やるのかなと。私には考えられないね。その点はどう思いますかね。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 様々なまちの発注等々におきましても、町内事業者への配慮というものは当然行ってきたところではございますけれども、今回は選定委員会の委員による審議によりまして、選定されたわけでございますが、最も重視すべきは、やはりイコウエルすみを活用してどれだけ高い事業効果を得られるかという点が一番重視されたものかなというふうに捉えております。

ただ、採点の結果、非常に僅差でありましたことから、最終的な審議の面では林崎議員の御指摘されるような、町内の業者にしたらいいんじゃないかというふうな声はなかったわけですけれども、審議の際にも多少議論をいたしまして、最終的にこの浄土日和さんに選定されたという経過でございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 最後に聞いておきますがね、選定委員は、住田町の人を選定委員にしたんですか。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 選定委員会の、個人を特定するような答弁は控えさせていただきますが、有識者として3名、それから町民代表として1名、それから町の職員が3名ということで構成をしております、主に町内において生活あるいは事業活動をなさっている方が委員として選定されております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） そのほかありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号 仕事と学び複合施設の指定管理者を指定することに関し議決を
求めることについてを採決します。

議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第24号 仕事と学び複合施設の指定管理者を指定することに関し議決
を求めることについては、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時34分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

◎日程第5 議案第25号

○議長（佐々木春一君） 日程第5、議案第25号 種山ヶ原体験交流センターの指定管理者
を指定することに関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

農政商工課長、菊田賢一君。

○農政商工課長（菊田賢一君） 議案第25号 種山ヶ原体験交流センターの指定管理者を指

定することに関し議決を求めることについて、提案理由を御説明いたします。

種山ケ原体験交流センターは、資源活用型林業構造改善事業により施設整備を行ったもので、平成9年4月に設置し、ヒノキ風呂と森林公園散策後のビジターセンターとして活用されていましたが、平成27年度からはビジターセンターのみの活用となっております。昨年8月末にバイクイベントを契機として、このほどバイクの駅を中心とした活用の提案がなされ、新たな動きがあったことから、指定管理者の指定をしようとするものであります。

指定管理者の公募につきましては、公の施設に関する指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき行っております。公募の結果、1者から申請があり、指定管理者候補者選定委員会における審査におきまして、設置目的に合致した管理運営を行い、交流の場、にぎわいの創出が図られることが期待されることから、選定された指定管理者候補者を指定管理者として指定しようとするものであります。

施設の名称は、種山ケ原体験交流センター。指定管理者候補者は、岩手県大船渡市猪川町字久名畑4番地30、有限会社セットアップ、代表取締役、佐藤恵司。指定の期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3か年であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 指定管理者、セットアップということで提案がありました。セットアップのバイクの駅ということでございますが、年間の事業計画というのはどういうふうになって、例えば年何回事業を開催するとか、あるいは交流人口といいますか、どのぐらいを見込んでいるとか、そういうようなところが分かりましたらお願いします。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長。

○農政商工課長（菊田賢一君） 年間の計画ということでございますが、基本的には、前にも申し上げましたが、土日、祝日、あとは予約を受けたときの運営というふうな形になろうかと思えます。あとはその中で軽食等の提供なり、ドリンクの提供なりというふうな部分がございますし、あとはイベントですね、そういったものは年に数回程度実施されるのかなと期待をしておりますし、新たな動きとしてはドッグランですとか、そういった部分についても検討されているようでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 分かりました。開催といいますか土日、祝日、祭日ということと、軽食とかそういうドリンクなども提供するようだと、こういうことでございます。

そこで、私の知り合いにバイクドライバーがありまして、種山ツーリングというのは非常にいいところだというふうに言ってるんですね。なぜかという、まずバイクのツーリングの方々は交通量が少ないことと、それからあとは、種山の場合、奥入瀬溪流のような爽快感があると。それから、海と山と田んぼ、奥州のほうのタートル、中間地点だという点で非常に魅力的なところだなというふうに言っております。

そこで、町内の方々の掘り起こしという連携のことでお伺いしますが、町内にもバイクの愛好者がおりますし、大股の方にはバイクのドライバーの休憩場を構想したいというふうにあります、連携をどういうふうに図っていくのか、お伺いします。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長。

○農政商工課長（菊田賢一君） 昨年8月末にバイクイベントを実施したわけですが、ここには町内のバイクの愛好者の方も来られて、それぞれ交流を深めたようでございます。いずれ、具体的な部分は持ち合わせてございませんが、そういった部分の意見を聞きながらですね、町内交流も含めて、活発に運営されることを期待しております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） そのほかありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号 種山ヶ原体験交流センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを採決します。

議案第25号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第25号 種山ヶ原体験交流センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第26号

○議長（佐々木春一君） 日程第6、議案第26号 住田町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 議案第26号 住田町過疎地域持続的発展計画の変更について、提案理由を御説明いたします。

本町は昭和55年に過疎地域に指定されて以来、様々な社会資本等のハード整備やソフト事業を展開し、持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力の向上を図ってまいりました。

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年度に策定したものでありますが、計画期間が本年度で終了することから、住田町総合計画等との整合性を図るなど見直しを行い、計画全体について変更しようとするものであり、同法第8条第10項により準用する第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、計画書の目次に沿って計画の概要を御説明いたします。

計画書の目次を御覧ください。

第1、基本的な事項では、本町の概要、計画の基本的事項などを定めております。第2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から、第12、再生可能エネルギーの利用の推進では、持続的発展政策区分ごとの現況や問題点、その対策と事業計画等を定めております。第13、事業計画、過疎地域持続的発展特別事業分は、第2から第12までの事業計画のうち、いわゆるソフト分について再掲により列記しております。

なお、事業計画等の詳細につきましては、説明を割愛させていただきます。

また、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項により準用する第7項の規定では、計画を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県に協議しなければな

らないこととされております。

本変更案は、令和８年２月１３日付で岩手県知事に協議し、同年２月２４日付で同意を得ております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから、議案第２６号　住田町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

議案第２６号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第２６号　住田町過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第２７号

○議長（佐々木春一君）　日程第７、議案第２７号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君）　議案第２７号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、提案理由を御説明いたします。

本件は、上有住字下寒倉、上寒倉、金ノ倉、中埜、桧山、中沢を範囲とする五葉辺地において公共的施設を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、当該辺地に係る総合整備計画を策定するため、議会の議決を求めるものであります。

それでは、2枚目の総合整備計画書を御覧ください。

1、辺地の概況は、編地を構成する町または字の名称、辺地の中心の位置、辺地度点数を記載しているものであります。

2、公共的施設の整備を必要とする事情は、当該地域の現状及び施設整備の必要性を記載しているものであります。整備の内容は、五葉地区公民館体育館の屋根及び床の修繕工事であります。

3、公共的施設の整備計画は、計画期間、区分、事業費及びその財源内訳を記載しているものであります。計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間、事業費は2,500万円。財源内訳は全額が一般財源であり、そのうち辺地対策事業債の予定額は2,500万円であります。

なお、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第4項の規定では、総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議しなければならないこととされております。本計画案は、令和8年1月9日付で岩手県知事に協議し、同年1月30日付で異議のない旨の回答を得ております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決し

ます。

議案第 27 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第 27 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 48 分

再開 午前 10 時 49 分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

◎日程第 8 議案第 28 号

○議長（佐々木春一君） 日程第 8、議案第 28 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木春一君） 提案者の説明を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 議案第 28 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて御説明申し上げます。

提案いたしましたのは教育委員の任命でございます。小野香江教育委員の任期満了に伴うものでありますが、再度、小野氏の選任をお願いするものでございます。

小野氏につきましては、世田米字世田米駅にお住まいになられ、現在 51 歳でございます。専門学校を御卒業後、盛岡市の保育園や滝沢市の障害者授産施設、世田米学童クラブで御活躍され、現在は町内の保育園に保育士として勤務されております。園児やその保護者と接し

ておられることから、町内の子育て世帯が抱える悩みをよく把握されており、行政に対し子育て現場の生の声を届けてくださることと期待しております。お子様も世田米小学校、住田中学校で学ばれ、保護者としての経験も豊富であるとともに、地域活動やスポーツ関連の行事にも積極的に参加をされております。令和４年４月からは住田町教育委員として教育行政全般にわたり、御自身の豊富な経験を生かし、様々な御提言をいただいているところであります。

教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものと規定されており、小野氏はまさに適任であると考えております。本町教育行政に対し、引き続き貴重な御提言をいただけるものと期待しているところでございますので、任命に当たり、議員各位の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、御提案とさせていただきます。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから、議案第２８号　教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第２８号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第２８号　教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 54 分

再開 午前 10 時 55 分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

◎日程第 9 議案第 30 号

○議長（佐々木春一君） 日程第 9、議案第 30 号 住田町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木春一君） 提案者の説明を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 議案第 30 号、提案いたしましたのは、固定資産評価審査委員会の委員の選任に同意を求めるものであります。

委員 1 名の欠員により、新たに水野 豊氏にお願いをするものであります。

水野 豊氏は、気仙郡住田町世田米字川向 1 1 1 番地 2 1 にお住まいで、昭和 33 年 3 月 18 日生まれの現在 67 歳でございます。

水野氏は、昭和 51 年 4 月から昭和 57 年 3 月まで運輸省第二港湾建設局に勤務されました。昭和 57 年 4 月からは住田町役場に勤務され、工事監理、固定資産税や町税の徴収、国民健康保険の医療費給付等に従事され、平成 30 年 3 月に退職されました。退職後は、平成 30 年 7 月から令和 3 年 3 月まで岩手県沿岸広域振興局住田整備事務所に勤務され、工事監督補助に従事されました。36 年の長きにわたる役場職員としての経験から、地域の土地や家屋及び町内事情にも精通しております。また、愛宕公民館の副館長も務められており、地域活動への貢献もいただいております。これらの経験から、地域に対しての広い視野があり、住民の信頼も厚い方であることから、委員として適任でありますので、同意を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから、議案第３０号　住田町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第３０号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第３０号　住田町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩　午前１１時００分

再開　午前１１時１０分

○議長（佐々木春一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第１０～日程第１５　議案第１号～議案第６号

○議長（佐々木春一君）　日程第１０、議案第１号　令和８年度住田町一般会計予算、日程第

11、議案第2号 令和8年度住田町国民健康保険特別会計予算、日程第12、議案第3号 令和8年度住田町介護保険特別会計予算、日程第13、議案第4号 令和8年度住田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第14、議案第5号 令和8年度住田町簡易水道事業会計予算、日程第15、議案第6号 令和8年度住田町下水道事業会計予算を一括議題とします。

予算審査特別委員会委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木春一君） 委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、阿部祐一君。

○予算審査特別委員会委員長（阿部祐一君） 予算審査特別委員会委員長報告をいたします。

去る3月6日、本委員会に付託された令和8年度住田町一般会計予算並びに各特別会計予算、簡易水道事業及び下水道事業会計の審査の結果と経過について御報告申し上げます。

本委員会は、3月6日本会議において設置され、委員長には私、阿部祐一、副委員長には佐々木真信一君が選出されました。

委員会の審査結果については、ただいま事務局長が朗読したとおりであります。

私からは、代表的なものについて御報告いたします。

令和8年度一般会計予算の総額は54億6,100万円であり、前年度当初比1億2,000万円、1.9%の増となっています。歳入においては、町債の増が主なものであり、歳出においては、普通建設事業基金積立金の増が主なものであります。

主な事業は、総合計画の衣・食・住・地域経営の各分野において、保育ICTシステム導入事業、児童発達支援事業、種山ヶ原体験交流センター指定管理、地域おこし協力隊設置事業、公共施設LED照明化事業、住田若者会議等開催事業、自治公民館活性化モデル事業などであります。

次に、特別会計は、国民健康保険が6億3,533万7,000円で、前年度比3,587万9,000円、5.3%の増であり、国民健康給付費の減少が主な要因であります。

介護保険事業勘定は10億2,822万6,000円で、前年度比1,468万3,000円、1.4%の増で、保険給付費の増が主な要因であります。

介護サービス事業勘定は251万円で、前年度比39万6,000円、18.7%の増であります。

後期高齢者医療は1億3,119万7,000円で、前年度比1,004万2,000円、

10. 8%の増で、後期高齢者医療広域連合納付金の増が主な要因であります。

次に、事業会計は、簡易水道事業の収益的収入は1億4,923万6,000円、収益的支出は1億3,830万4,000円で、資本的収入は3,998万4,000円で、資本的支出は7,216万5,000円であります。

下水道事業の収益的収入は1億531万3,000円、収益的支出は1億513万3,000円、資本的収入は1億8,076万2,000円で、資本的支出は1億830万3,000円であります。

令和8年度の予算は、総合計画の2年目で本格的な主要施策が展開されていく年となります。人口減少などによる収入の減少、高齢化や福祉の充実などに伴い社会保障費の増加、世界情勢の影響による物価高騰への対応など、厳しい財政運営が見込まれる中で、住民福祉の向上を図り、将来にわたって安定的に行政サービスを提供していく必要があります。

そして、総合計画に掲げられた本町の将来像である「豊かな森と水に育まれ、安心した暮らしの中でにぎわいあふれる、共生のまち、住田」を次世代を担う子供たちによりよい未来をつなぎ、誰もが自ら希望や力を発揮し、活躍し、お互いに支え合う行政、住民、企業、団体などが共に地域をつくり上げることで、誰1人取り残さない地域共生社会を目指し、人口対策や生活環境対策、所得対策など各種振興の方向性が示された予算構成となっております。

歳入では、人口減少が進む中で、町民税や固定資産税などの税収、森林環境譲与税などの財源確保の見通しや基金の運用について問われました。

歳出では、地域おこし協力隊の採用、イコウェルすみたの指定管理事業、ふるさと納税推進、空き家対策、森林環境整備事業、鳥獣害対策、消防団活性化、防災対策、昭和橋事業、町営住宅長寿命化改修工事、国民健康保険税では、子ども・子育て支援金など多数な質疑が交わされました。令和8年度予算の執行が町民の福祉向上につながることを期待いたします。

審査の結果は、令和8年度一般会計予算及び各特別会計予算並びに各事業会計予算は賛成多数で、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、審査に当たられました各委員並びに町当局の皆様に感謝を申し上げ、予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（佐々木春一君） 議長を除く全員をもって構成する特別委員会の報告については、質疑を行わない先例となっておりますので、質疑は省略します。

これから一括して討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2 番、荻原 勝君。

○2 番（荻原 勝君） 2 番、荻原 勝であります。

令和 8 年度は 11 年度までの 5 年間を期間とする新たな総合計画の 2 年目であります。人口減少などにより一般財源の減少が見込まれ、高齢化などに伴う社会保障費の増加や物価高騰への対応によって厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、住民の福祉増進を図りつつ、基本的な行政サービスを提供し続けていくための予算であると評価いたします。

令和 8 年度予算に賛成する主な要因として、一つ目は、子育てや教育環境の充実に向けた取組として、保育士が書類作成などに要している時間を削減し、園児と向き合う時間を拡充することを目的とした保育 ICT システムに 1,157 万円、個別支援が必要な子供を対象とする常設の療育教室を開設する児童発達支援事業に 1,020 万円が盛り込まれました。

二つ目は、これまでまちが管理していた種山ヶ原体験交流センター有林ランド種山を活用し、町内外の交流拡大を図るための指定管理者導入に 366 万円を計上しました。

三つ目は、町外の高校に通う町内在住生徒のうち、部活動終了後に路線バスで帰宅できない生徒を対象とした乗合タクシーの実証運行事業に 220 万円を計上。

四つ目は、新たなまちづくりの担い手育成を図るため、町内在住者による若者会議や町内在住者と首都圏の関係人口をつなぐ、つながり会議に合わせて 150 万円を措置しました。

五つ目は、米の品質向上に向けた色彩選別機導入への補助金 97 万円などで、生産体制の充実を図るとしております。

総合計画に掲げる施策を推進し、住民福祉を増進しながら、人口減少下でも持続可能なまちづくりを進めていくことが求められることから、安定的かつ持続可能な行政基盤構築を期待し、賛成討論といたします。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） これで討論を終わります。

これから、議案第 1 号 令和 8 年度住田町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 1 号 令和 8 年度住田町一般会計予算は、

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号 令和8年度住田町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第2号 令和8年度住田町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号 令和8年度住田町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号 令和8年度住田町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第3号 令和8年度住田町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号 令和8年度住田町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号 令和8年度住田町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第4号 令和8年度住田町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号 令和8年度住田町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第4号 令和8年度住田町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第5号 令和8年度住田町簡易水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号 令和8年度住田町簡易水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号 令和8年度住田町簡易水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号 令和8年度住田町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号 令和8年度住田町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第6号 令和8年度住田町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発委第1号

○議長（佐々木春一君） 日程第16、発委第1号 住田町議会会議規則の一部を改正する議会規則を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、瀧本正徳君。

○議会運営委員長（瀧本正徳君） 発委第1号 住田町議会会議規則の一部を改正する議会規則について御説明いたします。

今回の改正は、議会に係る手続のオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議会に係る手続について、オンラインによることを可能とするための会議規則の改正及び文言の整理等、所要の整備をしようとするものであります。

それでは、改正前後の対照表により改正内容について御説明いたします。

1ページを御覧ください。

目次中、「第101条」を「101条の2」に、「第121条」を「121条から第123条」に改めるものです。

次に、第9条第2項中、「認めるときは」を「認める場合は、会議に宣告することにより」に改め、同条「第3項」を「第4項」とし、「第2項」の次に「第3項」を加えるものであります。

次に、第 3 2 条に「第 4 項」を加え、第 8 5 条中「第 3 2 条」を「第 3 2 条第 1 項から第 3 項まで」に改め、「第 1 0 1 条」の次に、「第 1 0 1 条の 2 資格決定の通知」を加えるものです。

1 ページから 2 ページを御覧ください。

第 1 0 3 条中、「外套、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機」を「コート、マフラー、傘」に改め、「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改めるものであります。

2 ページから 3 ページを御覧ください。

第 1 2 0 条の次に「第 1 2 1 条電子情報処理組織による通知等」及び「第 1 2 2 条電磁的記録による作成等」の 2 条を加え、「第 1 2 1 条」を「第 1 2 3 条」に改めるものです。

次に、附則であります。

附則は、施行期日を公布の日からとするものです。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、発委案の提案理由といたします。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから発委第 1 号 住田町議会会議規則の一部を改正する議会規則を採決します。

発委第 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、発委第 1 号 住田町議会会議規則の一部を改正する議会規則は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 発委第２号

○議長（佐々木春一君） 日程第１７、発委第２号 住田町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、瀧本正徳君。

○議会運営委員長（瀧本正徳君） 発委第２号 住田町議会委員会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の条例改正は、議会に係る手続のオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議会に係る手続について、オンラインによることを可能とするための改正及び文言の整理等、所要の整備をしようとするものであります。

それでは、改正前後の対照表により、改正内容について御説明いたします。

１ ページを御覧ください。

第５条第２項中、「特別委員会の委員」を「特別委員」に改め、同条に第３項を加えるものです。

次に、第６条中「第２項」を削り、「第１項」を「第２項」とし、第１項として、「常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下、「委員」という）」は、「議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。」を加え、同条「第３項」及び「第４項」を削り、「第５項」を「第３項」とし、「第６項」を「第４項」とし、「第７項」を「第５項」とするとともに、文言の整理をするものであります。

次に、第１２条の次に、「第１２条の２開会の特例」を加えるものです。

２ ページを御覧ください。

第１７条第１項中「委員会」の次に、「第１２条の２（閉会の特例）第１項の規定により開会をする者を除く。」を加え、第２１条に「第２項」を加え、第２５条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、第２５条の２第３項中「文書」を「文書等」に改めるものです。

次に、第２６条に「第３項」を加えるものです。

次に、附則であります。

附則は、条例の施行期日を公布の日からとするものです。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、発委案の提案理由といたします。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから発委第2号　住田町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

発委第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、発委第2号　住田町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18　発議第1号

○議長（佐々木春一君）　日程第18、発議第1号　食料品の消費税ゼロ税率措置の課題を踏まえ、一律的な消費減税を求める意見書を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

11番、水野正勝君。

○11番（水野正勝君）　発議案第1号について、発議案の朗読をもって趣旨説明をいたします。

食料品の消費税ゼロ税率措置の課題を踏まえ、一律的な消費減税を求める意見書。

物価高騰が長期化する中、実質賃金の伸びが物価上昇に追いつかず、国民生活及び地域経済は極めて厳しい状況に置かれている。現在、政府において期間限定で食料品の消費税率を

ゼロとする措置が検討されようとしているが、当該措置には制度設計上の課題が存在する。

第１に、対象品目を限定することによる不公平性の問題である。食料品のみを対象とした場合、外食とテークアウトの区分や対象品目の選定を巡る線引きが改めて問題となり、業態間の競争条件に影響を及ぼす懸念がある。

第２に、事業者に対する事務負担及びコストの増大である。対象範囲の設定に伴うシステム改修や価格表示の変更等は中小・小規模事業者にとって重い負担となる。とりわけ期間限定措置は、再度の制度変更（元の税率への復帰）を前提とするため、事務の煩雑化と社会的コストの増大が避けられない。

第３に、家計支援としての効果の限定性である。物価高騰は食料品にとどまらず、光熱費や日用品など生活全般に及んでいる。特定分野に限定した措置では、国民が実感できる負担軽減効果としては限定的である。

真に求められる物価高対策は、簡素かつ公平であり、広く国民生活と地域経済を下支えするものである。その観点からは、特定分野に限定したゼロ税率措置ではなく、消費税率の一律的な引下げこそがより適切かつ有効な政策手段である。

一律減税は、業態間格差を生まず、制度が簡素で分かりやすく、即効性がある。また、制度変更に伴う事業者の事務負担を最小限に抑えることも可能である。

よって、国においては、食料品限定のゼロ税率措置を見直し、消費税率の一律的な引下げへと政策を軌道修正することを強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年３月１３日、岩手県住田町議会。

意見書を提出する機関は、衆議院議長様ほか関係機関であります。

以上、御提案申し上げますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから発議第１号 食料品の消費税ゼロ税率措置の課題を踏まえ、一律的な消費減税を求める意見書を採決します。

発議第１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（佐々木春一君） 起立少数であります。

したがって、発議第１号 食料品の消費税ゼロ税率措置の課題を踏まえ、一律的な消費減税を求める意見書は、否決されました。

◎日程第１９ 議員派遣の件

○議長（佐々木春一君） 日程第１９、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２０条の規定により、あらかじめお手元に配付いたしました議員派遣一覧表のとおり派遣したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣一覧表のとおり決定しました。

お諮りします。

ただいま議決した議員派遣の件について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

よって、本件について議員派遣に変更があった場合は、議長に一任いただくことに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木春一君）　これで本日の日程は全部終了しました。

第15回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会　午前11時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

